取扱通知による純支払利子の取扱い

取扱通知 の番号		支払利子に含まれるもの	取扱通知 の番号		受取利子に含まれるもの
	(1)	借入金の利息	4 0 3 0 2	(1)	貸付金の利息
	(2)	社債の利息		(2)	国債・地方債・社債(会社以外の法人が特別の法律により発行する債券で利付きのものを含む。)の利息
	(3)	社債発行差金		(3)	法人税法施行令第119条の14に規定する償還有価証券(コマーシャル・ペーパーを含む。)の調整差益
	(4)	コマーシャル・ペーパーの券面価額から発行価額を控除した金額		(3)	
	(5)	受取手形の手形金額と当該受取手形の割引による受領金額との差額を手形売却損として処理している場合の当該差額 (手形に含まれる金利相当額を会計上別処理する方式を採用している場合には、 手形売却損として帳簿上計上していない部分を含む。)			
	(6)	買掛金を手形によって支払った場合において、相手方に対して当該手形の割引料 を負担したときにおける当該負担した割引料		(4)	売掛金を手形によって受け取った場合において、相手方が当該手形の割引料 を負担したときにおける当該負担した割引料
	(7)	従業員預り金・営業保証金・敷金その他これらに準ずる預り金の利息		(5)	営業保証金・敷金その他これらに準ずる預け金の利息
4	(8)	金融機関の預金利息		(6)	金融機関等の預貯金利息及び給付補てん備金
の 3	(9)	コールマネーの利息		(7)	コールローンの利息
0 1				(8)	信用事業を営む協同組合等から受ける事業分量配当のうち当該協同組合等が 受け入れる預貯金(定期積金を含む。)の額に応じて分配されるもの
				` '	相互会社から支払いを受ける基金利息
				(10)	生命保険契約(共済契約で当該保険契約に準ずるものを含む。)に係る据置 配当の額及び未収の契約者配当の額に付されている利息相当額
				(11)	損害保険契約のうち保険期間の満了後満期返戻金を支払う旨の特約がされているもの(共済契約で当該保険契約に準ずるものを含む。)に係る据置配当の額及び未収の契約者配当の額に付されている利息相当額
	(10)	信用取引に係る利息		` '	信用取引に係る利息
				(13)	合同運用信託・公社債投資信託・公募公社債等運用投資信託の収益として分配されるもの
	(11)	現先取引及び現金担保付債券貸借取引に係る利息相当額	1	(14)	現先取引及び現金担保付債券貸借取引に係る利息相当額
	(12)	利子税並びに地方税法第65条・第72条の45の2・第327条の規定により徴収 される延滞金		(15)	還付加算金

取扱通知の番号	支払利子及び受取利子の算定上の留意点
4 の 3 の 3 【繰延ヘッジ処理又は 特例金利スワップ取引】	金利の変動に伴って生ずるおそれのある損失を減少させる目的で法人税法の規定により繰延ヘッジ処理又は特例金利スワップ取引等を行っている場合の支 払利子又は受取利子の計算は、当該繰延ヘッジ処理による繰延ヘッジ金額に係る損益の額又は特例金利スワップ取引等に係る受払額のうち、当該繰延ヘッ ジ処理又は特例金利スワップ取引等の対象となった資産等に係る支払利子の額又は受取利子の額に対応する部分の金額を加算又は減算した後の金額を基礎 とする。
4の3の4【長期割賦販売等契約】	法人税法に規定する長期割賦販売等契約(これらに類する契約を含む。)によって購入又は販売した資産に係る割賦期間分の利息相当額は、契約書等におい て購入代価又は販売代価と割賦期間分の利息相当額とが明確かつ合理的に区分されているときは、支払利子及び受取利子として取り扱う。
4 の 3 の 5 【資産の売買があった ものとされるリ-ス取引】	法人税法の規定によりリース取引の目的となる資産の売買があったものとされるリース取引に係るリース料の額の合計額のうち利息相当額は、契約書等に おいて当該リース資産の賃貸人における取得価額と当該利息相当額とが明確かつ合理的に区分されているときは、支払利子及び受取利子として取り扱う。
4の3の6 【金銭貸借とされる リース取引】	法人税法の規定により金銭貸借とされるリース取引に係る各事業年度のリース料の額のうち通常の金融取引における元本と利息の区分計算の方法に準じて 合理的に計算された利息相当額は支払利子及び受取利子として取り扱う。この場合において、リース料の額のうちに元本返済額が均等に含まれているもの として利息相当額を計算しても差し支えない。
4の3の7 【輸入決済手形借入金】	貿易商社が支払う輸入決済手形借入金の利息は、それが委託買付契約に係るもので、その利息相当額を委託者に負担させることとしている場合であっても、 当該貿易商社の支払利子となる。この場合において、当該委託買付契約において当該利息相当額が明確かつ合理的に区分されているときは、当該利息相当 額は当該委託者の支払利子及び当該貿易商社の受取利子として取り扱う。
4の3の8 【遅延損害金】	遅延損害金(借入金の返済が遅れた場合に、遅延期間に応じて一定の利率に基づいて算定した上で支払うものをいう。)は、支払利子及び受取利子として 取り扱う。
4の3の9 【売上割引料】	売上割引料(売掛金又はこれに準ずる債権について支払期日前にその支払いを受けたことにより支払うものをいう。)は、支払利子及び受取利子として取 り扱わない。
4の3の10 【経過利息】	国債、地方債又は社債(会社以外の法人が特別の法律により発行する債券で利付きのものを含む。)をその利息の計算期間の中途において購入した法人が 支払った経過利息に相当する金額(購入直前の利払期からその購入の時までの期間に応じてその債券の発行条件たる利率により計算される額をいう。)は、 支払利子として取り扱わない。この場合において、法人が支払った経過利息に相当する金額を前払金として経理したときには、その債券の購入後最初に到 来する利払期において支払いを受ける利息の額から、当該前払金額を差し引いた金額が受取利子の額となる。 なお、経過利息に相当する金額を受け取った法人が、当該金額を利息として経理した場合には、当該金額は受取利子として取り扱う。
4の3の11 【金銭債権の取得差額】	金銭債権を、その債権金額と異なる金額で取得した場合において、その取得差額(実質的な贈与と認められる部分の金額を除く。)の全部又は一部が金利の調整により生じたものと認められるときは、当該金銭債権に係る支払期日までの期間の経過に応じ、利息法又は定額法に基づき当該取得差額の範囲内において金利の調整により生じた部分の金額については、受取利子として取り扱う。